

自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）【単利型】規定

1.（預金の支払時期）

自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）は、通帳（または証書表面）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2.（証券類の受入れ）

- （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- （2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ（または証書と引換えに）、当店で返却します。

3.（利息）

- （1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定期間」といいます。）および通帳（または証書表面）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした場合の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（または証書表面）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

B 定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

C 現金で受取る場合には、当行所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して通帳（または証書）とともに提出してください。

- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

- （2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- （3）この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第4項または第11条により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入期間」といいます。）および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、計算した利率が普通預金利率を下回るときは、普通預金利率とします。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合

には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率 $\times 50\%$
- C 1年以上3年未満 約定利率 $\times 70\%$

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率 $\times 40\%$
- C 1年以上1年6か月未満 約定利率 $\times 50\%$
- D 1年6か月以上2年未満 約定利率 $\times 60\%$
- E 2年以上2年6か月未満 約定利率 $\times 70\%$
- F 2年6か月以上4年未満 約定利率 $\times 90\%$

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率 $\times 40\%$
- C 1年以上1年6か月未満 約定利率 $\times 50\%$
- D 1年6か月以上2年未満 約定利率 $\times 60\%$
- E 2年以上2年6か月未満 約定利率 $\times 70\%$
- F 2年6か月以上3年未満 約定利率 $\times 80\%$
- G 3年以上5年未満 約定利率 $\times 90\%$

④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率 $\times 30\%$
- C 1年以上1年6か月未満 約定利率 $\times 40\%$
- D 1年6か月以上2年未満 約定利率 $\times 50\%$
- E 2年以上2年6か月未満 約定利率 $\times 60\%$
- F 2年6か月以上3年未満 約定利率 $\times 70\%$
- G 3年以上4年未満 約定利率 $\times 80\%$
- H 4年以上5年未満 約定利率 $\times 90\%$

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約または書替継続することはできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。

- (3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、この預金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。当行は相当の期間をおき、必要な書類の提出または保証人を求めることがあります。
- (4) 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。この場合、解約の通知の到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信したときに預金口座が解約されたものとします。預金取引の停止または解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ① この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ② 外国の重要な公人であるか否かに関する申告において、虚偽の申告又は申告すべき事項を申告しない場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められる場合
 - ④ 第9条第1項から第3項に定める取引の制限に係る事象が1年以上に亘って解消されない場合
 - ⑤ 預金者が第12条第2項に違反し、非居住者となった旨を当行に届出しなかった場合

5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

- (1) 通帳（または証書）や印章を失ったとき、または印章、名称、住所、在留期限その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳（または証書）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、または通帳（または証書）の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳（または証書）を再発行する場合には、預金者は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。

6. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. (印鑑照合等)

解約請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. (通知等)

預金者が第5条第1項を怠るなど預金者の責めに帰すべき事由により、当行が預金者から最後に届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

9. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

10. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利および通帳または証書については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、次の各項のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各項の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

また、次の各項の一つにでも該当した場合には、当行は預金取引を停止し、または預金者に通知することにより預金取引を解約することができるものとします。この場合、解約の通知の到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信したときに預金口座が解約されたものとします。預金取引の停止または解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (1) 預金者が当行との取引時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- (2) 預金者が、次のいずれかに該当することが判明した場合
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員

- ③ 暴力団でなくなった時から5年を経過しない者
- ④ 暴力団準構成員
- ⑤ 暴力団関係企業
- ⑥ 総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- ⑦ その他前各号に準ずる者

(以下、上記①～⑦を「暴力団員等」といいます。)

(3) 預金者が、次のいずれかの関係を有することが判明した場合

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(4) 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

12. (非居住者との取引)

- (1) 預金取引の相手方は我国の居住者に限るものとし、非居住者は対象としないものとします。
- (2) 居住者として口座開設した後に非居住者となった場合は、直ちに当行にその旨を届出のうえ、当該預金口座を閉鎖・解約するものとします。
- (3) 前2項は本条改定時(平成30年5月1日)に既に預金口座を開設済のものについては適用しないものとします。ただし、非居住者である旨または非居住者となった旨を速やかに当行に届出るものとします。

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金

で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、延滞損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については当行の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金等の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

【2026 年 10 月 1 日改正】